

平成26年 第10回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年 6 月26日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成26年6月26日

東京都教育委員会第10回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第35号議案

東京都いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

第36号議案

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定について

第37号議案及び第38号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 平成27年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の調査研究資料について
- (2) 平成25年度「都立高校学力スタンダード」推進校の取組について
- (3) 都立特別支援学校における宿泊防災訓練の試行実施について
- (4) 公立小中学校事務共同実施の試行の結果について

委員長	木村 孟
委員	遠藤 勝裕
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	教育監	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	堤 雅史
	地域教育支援部長	前田 哲
	指導部長	金子 一彦
	人事部長	加藤 裕之
	福利厚生部長	高畑 崇久
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	松川 桂子
	全国高校総体推進担当部長	鯨岡 廣隆
	人事企画担当部長	粉川 貴司
（書記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成26年第10回定例会を開会いたします。

まず取材・傍聴関係でございます。取材はNHK外3社、合計4社からの申込み、傍聴者は合計11名からの申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

なお、冒頭NHKが頭撮りをしますので、よろしく願いいたします。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言申し上げます。

東京都教育委員会定例会において、議事を妨害する行為が行われ、当該行為を行った者に対して東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき退場命令を出さざるを得ないという事態が生じており、誠に遺憾であります。

今後も傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促しても、なお違反行為を行う場合には退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく議事を妨害する行為を行い、退場命令を受けた者に対しましては厳正に対処し、必要に応じて法的措置をとらせていただきますので、この点につき御留意いただきたいと存じます。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席しないと行った行為や、速やかに退室しないと行った行為も議事を妨害する行為に当たり、退場命令の対象となりますので、この点につきましても御承知おきください。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、山口委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回平成26年5月22日開催の第8回定例会会議録は、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第8回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回平成26年6月12日開催の第9回定例会会議録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第37号議案及び第38号議案については人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましてはそのように取扱いをさせていただきます。

議 案

第35号議案

東京都いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

【委員長】 まず、第35号議案、東京都いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について、説明を指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 昨日の第2回都議会定例会において可決、成立した東京都いじめ防止対策推進条例の第10条第3項に基づいて、東京都全体のいじめ防止のための対策の推進について関係の機関、団体が集まって協議をする東京都いじめ問題対策連絡協議会の運営などについての規則を定めるものでございます。

2の概要ですが、全体で8条の構成で、第2条に今申し上げた所掌事項が示してございます。組織としては、これも条例第10条に基づいて学校、都教育委員会、児童相談センター、法務局、警視庁その他の関係者が集まって、30人以内で組織する予定でございます。

以下、第4条から第8条まで示したとおりでございます。

施行期日は本年8月1日としております。

簡単ですが、説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、第35号議案がありますが、規則の制定について何か御意見・御質問等ございますか。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それではこの件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第36号議案

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定について

【委員長】 引き続き第36号議案、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定について、説明を指導部長にお願いします。第35号議案は、同じくいじめ問題に関する件ですが、対策連絡協議会規則であります。第36号議案の方は、いじめ問題対策委員会規則ですので、お間違いのないようお願いいたします。では、指導部長、よろしくをお願いいたします。

【指導部長】 東京都教育委員会の附属機関として設置するいじめ問題対策委員会ですが、これは都内の公立学校におけるいじめ防止のための対策の推進について協議をする委員会でございます。これもいじめ防止対策推進条例の第11条第7項に基づいて、その組織、運営に関して必要な事項を定める規則でございます。

全部で12条で構成されております。第2条に所掌事項が示してございまして、3点ございます。1点目は、都教育委員会で決定した諮問事項に対して答申を行うこと、2点目は、必要があると認めるときは都教育委員会に意見具申を行うこと、3点目に、都立学校で重大事態が発生した場合に調査を行い、都教育委員会に報告することでございます。

第3条の組織ですが、学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者10人以内で構成する予定でございます。

資料裏面の第6条ですが、この会は原則公開でございます。ただし、先ほど申し上げた調査を行う場合には、個人情報扱うことがあり得ますので、その場合は出席委員の過半数の議決で全部又は一部を公開しないことが可能ということで、一部非公開

の規定を設けてございます。

また、この会は10人以内のメンバーで構成する予定で、第7条では、委員長が必要があると認める場合は、この10人以外の者からの意見・説明の聴取を求めることができるという規定でございます。

さらに、第8条と第9条では、先ほど申し上げた重大事態の調査に関わって例えばネットいじめなど、いじめの事案によっては専門的な立場からの調査が必要であるという場合に専門調査員を設けることができるという規定です。

第9条では、調査部会の構成員として複数の事案が生じた場合などに機動的に調査ができるように、この委員及び専門調査員合わせて3人以上で構成することが規定してあります。

施行期日は、本年8月1日としております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御意見・御質問等ございますか。

一つ質問ですが、これは委員の案が決まったときに、もう一度定例会にかけるのでしたか。

【指導部長】 その予定でおります。附属機関の選任などについては、改めて議案として教育委員会にお諮りしたいと思っております。

【委員長】 分かりました。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——
それでは、この件についても原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

- (1) 平成27年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の調査研究資料について

【委員長】 次に、報告事項（1）平成27年度使用都立高等学校（都立中等教育学

校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。)用教科書の調査研究資料について、説明を指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 平成27年度に都立高等学校で使用する教科書の調査研究資料がまとまりましたので、御報告いたします。

今回、調査研究を行った高校の教科書は、資料の1に示しましたとおり、平成25年度に国の教科書検定に合格した71点でございます。

次に、2の都立高等学校において使用する教科書の調査研究の項目ですが、調査研究の項目はアの内容と、イの構成上の工夫という二つがあり、学習指導要領の教科・科目の内容を踏まえて、それぞれの内容について調査し、数値データをまとめたものでございます。

3の都立特別支援学校高等部において使用する教科書の調査研究の項目ですが、3として、高校の調査研究に加えて、都立特別支援学校の高等部において使用する教科書についても、障害のある生徒の実態を踏まえた調査を行っております。ア、内容は①障害のある生徒が、学習の見通しを持ち、要点を押さえた学習ができるかなど3点の観点から、そして裏面のイ、構成上の工夫として、①障害のある生徒にとって文字の大きさが適切かどうか、②文字量、③カラーページなど、六つの観点から調査をいたしました。

概要については、お手元の抜粋版で説明をしたいと思います。3ページをお開きください。今回調査した71点の教科・科目は、ここに示した4教科、10科目で、主として高校3年生で使用する教科書になっております。

続いて、6ページには教科書の調査研究資料についての基本的な考え方、方針をまとめてございます。採択の権限、それから調査研究、さらに学校における教科書の選定と、それを踏まえた都教育委員会の教科書採択という流れをまとめてございます。

本日は時間の関係で国語の現代文Aを例にとって簡単に説明いたします。9ページに5社5冊の教科書が示してございますが、このうちの一番右側、検定済年平成26年というものが今回新たに調査研究した教科書でございます。

10ページを御覧ください。現代文Aは、主として生涯にわたって読書に親しむということ、様々な文章を読むということがこの科目の狙いでございます。

11ページですが、それぞれの教科書にどのような教材が載っているか、文学的な文章と説明的な文章の全体に占める割合とその点数などを中心に数えました。

12ページが、その数を数値化したものでございます。文学的な文章、説明的な文章、それぞれ教科書によって比率が若干異なっております。

13ページ以降は、具体的にどういった作者のどんな作品を載せているかを、16ページまで教科書ごとにまとめてございます。17ページにはもう一つの調査項目である構成上の工夫、例えば読書案内のコラムでは、教科書にそのまま新聞のコラムを書き写す学習ができるような教科書など、それぞれ教科書会社によって工夫がなされております。

続いて19ページ、特別支援学校の調査研究資料でございます。23ページを御覧いただきますと、先ほど申し上げましたように、参考としてこの特別支援学校の調査の（１）内容と（２）構成上の工夫、それぞれの観点をまとめてございまして、先ほどの現代文Aについては、この観点で調査をした内容が、26ページにこの5社の教科書の数値としてまとめてございます。

報告資料（１）の裏面にお戻りいただければと思います。4の今後の「教科書調査研究資料」の取扱いですが、本日御了承いただきましたら、本資料を各都立高等学校等へ送付いたします。各都立学校では現在先行して調査研究を行っております。この調査研究資料を参考にして教科書を7月末に選定し、選定理由書を都教育委員会へ提出するようになっております。

さらに、都教育委員会では、この資料と教科書の選定結果等を総合的に判断し、8月下旬に高等学校の教科書を採択するという流れでございます。

なお、もう1点御報告がございます。平成25年6月27日に議決された都教育委員会の平成26年度使用都立高等学校用教科書についての見解に基づく学校への対応でございます。

本日6月26日時点で実教出版の高校日本史A、高校日本史Bを調査したところ、国旗掲揚、国歌斉唱などに関わる記述のうち「一部の自治体で公務員への強制の動きがある。」との、都教育委員会の考え方と異なる記述に変更はございませんでした。

そこで、本見解は変更する必要はないと考え、平成27年度使用高等学校用教科書に

ついても、前回6月12日の教育委員会で御指示いただいたとおり、各都立学校においてはこの見解を踏まえ、校長の責任と権限のもと適正に教科書の選定を行うことを内容とする教育長名の通知を都立学校長宛てに発出してまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対して何か御意見・御質問ございますか。

【竹花委員】 プロセスに関連してお伺いします。前にも聞いたかもしれませんが、高等学校ではどのようなやり方で教科書を選定していくのですか。最終的には校長が責任を持って選択するにしても、それはどのようなプロセスで行っているのですか。それはまた高校ごとにばらばらなのですか、あるいは一定のやり方のようなものを東京都教育委員会から示しているのか、教えてください。

【指導部長】 まず、高等学校の場合は来年度使用する教科書を各教科で選びます。各都立高校には校長をトップとする教科書の選定委員会が別に設けられておりまして、そちらに各教科からの案を提出することになります。その選定委員会で、この教科書が本校の生徒にとって妥当かどうかを審議して、校長の責任と権限の下で決定し、選定理由書を付けて都教育委員会に提出していただくという流れになっております。

【竹花委員】 選定委員会の委員はどんな方がなっておられるのですか。

【指導部長】 学校の校長、副校長、教務主任、教科書の担当、あるいはそれぞれの教科の代表者という構成が基本的なものとなっております。

【竹花委員】 きちんとやってくれていると思うのですが、今回の採点のこともあったものですから、きちんとやっているかどうかだけは確認していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

【委員長】 是非よろしく申し上げます。

ただいまの報告事項（1）はよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——
それでは、この件については報告事項として承ったということにさせていただきます。

（2）平成25年度「都立高校学力スタンダード」推進校の取組について

【委員長】 報告事項（２）平成25年度「都立高校学力スタンダード」推進校の取組について、説明は同じく指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 都立高校の学力スタンダードは、校内で組織的に指導体制を作り、評価を行うことを狙いとして、基礎、応用、発展の３段階を設定して平成24年度に都教育委員会が作成いたしました。

昨年度、資料左側中段にございます32校の推進校で、この都の学力スタンダードを踏まえて各学校ごとに学力スタンダードを作って試行実施しました。その内容についての御報告でございます。

狙いと内容については今申し上げたとおりですが、設定した科目は上段右側に書いた主に1年生で扱う必修科目を中心に9教科・14科目を都教育委員会でスタンダードとして示しました。

32校の推進校では、資料真ん中になりますが、これを踏まえて生徒の学力を分析した上で、自分の学校の学力スタンダードを改めて作成して、それに基づく指導と評価を行ってまいりました。

本年2月13日、14日にその学力の定着状況を見る学力調査を推進校で実施して、3月7日にその結果を返却し、学校ではその目標に到達していない生徒等に対して補習などの指導を実施したところでございます。

本年4月には、都の学力スタンダードについては、この平成25年度版の事例を更に増やすなどして平成26年度版を作りました。これを基に、この32校では1年生に加えて2年生の学力スタンダードも作成し、現在実施しているところでございます。

さらに、この推進校以外の全校172校においては、1学年で自校の学力スタンダードによる指導を行っているという状況です。

下段左側ですが、本年2月13、14日に行った学力調査の概要がまとめてございます。実施科目は資料に書いたとおりで、問題は都教育委員会、都立高校の教員による問題検討委員会、委託業者のベネッセコーポレーションで共同作成しました。

出題の形式・内容は後ほど御説明いたします。

私どもとしては、目標値として60点を設定して問題を作成しました。

実施方法は、各学校で基礎、応用、発展のレベルを選んでの受験となりました。

結果については、また別紙で御説明いたします。

別紙1に平成25年度版の学力スタンダードを国語、数学、英語と抜粋で示してございます。それぞれ基礎、応用、発展を設定して、これを基に今度は各学校ごとに自校の学力スタンダードを作成することになります。

別紙2に、2月に実施した学力調査問題のうち国語総合の古典の、語句の意味を問う問題を例として示してございます。

「基礎」では、問題例左側を見ると、「さらずは猶^{なお}、いみじき目見すべし」の「見すべし」のところに（見せてやろう）という語注を付けていますが、この基礎レベルには、こういう現代語訳を付けて、その語句の意味の理解を助ける工夫などもしてございます。

それから「応用」になると、形容詞の意味の問題ですが、主語が分からないとできないような形の問題にレベルを上げてございます。

さらに、「発展」になると、敬語が出てきたり、助動詞、助詞などの用法についても正しい理解ができないと正答に至らないというように、それぞれのレベルを変えた問題を作成いたしました。

別紙3は、ある都立高校の国語総合（応用）で受験した結果をまとめたものでございます。この学校では、274名の生徒が受験し、校内の平均点が53.1点であり、推進校全体の平均よりは高かったものの、都及びこの学校が定めた目標値である60点には至りませんでした。

度数分布を分析したところ、60点の目標値に至らない生徒が201人いることが分かり、この201人に対する指導をどうするかという課題が出ました。

設問別の平均点を示したものが右側で、この学校の平均点が㊸の欄になっていますが、例えば問1のイの古語の意味理解とか、問4の文脈の理解がやや低くなっていて、この学校での弱点はこの分野にあると分析しています。

こうした結果を踏まえて、この学校では、調査結果の活用例として、この年度末までにこの学力調査問題の解き直し、確認テスト、補習などを実施してございます。さらに、教科会を開いて教材や進度の見直しに取り組んだところでございます。

最後に報告資料（2）の右下で、学力スタンダードに関わる取組の成果と課題をま

とめてございます。特に各教科で指導内容、方法の共有化を図ったなどの成果が出ております。しかしながら、先ほども申し上げた目標値に達するよう指導方法を改善していかなければならないという課題も明らかになっております。今年度は、7月にこの成果を全校に普及する会をもつとともに、来年2月には全校で学力調査を実施して定着状況を見ていく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御意見・御質問ございますか。

【遠藤委員】 非常に立派な取組だと思うのですが、具体的に生徒たちの成績が上がっていくという根本は、教え方や内容ではなくて、学習に対するモチベーションにあるのだと思うのです。私ども経済界では、なぜ成人してからの学力が低いのが話題になりますが、高大接続の観点から見て、高校段階においてしっかり勉強することが自分の将来にとって何のプラスになるのかというモチベーションの低さが、社会人になってからの学力低下に結び付いているのではないかという議論にもなっています。

したがって、こういうきめ細かな取組と同時に、学習意欲を持たせるための方策を具体的に何らかの形で考えていかなければならないと思います。

一番の原因は、高大接続の関係で、大学入試の形骸化というようなものが高校生の学力低下につながっているということも一つの分析として考えられます。こういうすばらしい具体的な取組を生かしていくためにも、この高校段階での勉強が将来的にどのように役に立つのか、自分の将来にとっては大切なことであるというようなことも併せてしっかりと教えていかなければいけないのではないかと考えていますので、よろしくお願いたします。

【指導部長】 生徒の意欲を高めるということは御指摘のとおりで、推進校においても、例えば荒川工業高校では実習の目標が先生から共通して示されたので、実習内容がよく分かるようになったと答えた生徒の割合が増えてございます。また、墨田川高校では、このスタンダードで目標を示したので、積極的に職員室に質問に来る生徒が増えております。さらには、これは重要な点だと思うのですが、都立高校では学期に

中間テスト、期末テストを行っていますが、試験範囲を覚えて点をとって、試験が終わったら忘れてしまうのです。しかし、今回の学力テストは年度末に行ったので、1年間で学んだことを身に付けているかということを確認しなければいけないと、生徒の取組姿勢に変容があったというようなそれぞれの学校の成果も出ております。

今後は、遠藤委員から御指摘のあったような点を加味して取り組んでまいりたいと思っております。

【委員長】 一つ質問ですが、1ページ目の「5 学力スタンダードに関わる取組の成果と課題」で平成24年度と平成25年度をパーセンテージで比較していますが、これは何を調べたのですか。

【高校教育改革担当課長】 これは、推進校の教員に対して生徒の学習状況、指導内容、指導方法等の共有をしていたかどうか、授業進度の統一をしていたかどうか、定期考査等での統一問題を作成したかどうか、スタンダード導入後はどうだったのかというアンケートをとったものです。

【委員長】 先生方に対するアンケートの結果ですね。

【高校教育改革担当課長】 はい。

【委員長】 意識がどのくらい変わったかということのパーセンテージを示してあるということですね。分かりました。

【竹花委員】 この取組は、都立高校を出て直接社会に出る人たちも相当数おられるわけですし、大学に行く方も含めて、都立高校としては、せめてこのぐらいの学力は付けて出てもらいたいという卒業のさせ方を目指すべきだということから始まったものと理解しております。

そういう意味で推進校は、学力的には主に中あるいはそれよりも少し下がるぐらいのところになっていると思うのですが、もう少し効果をクリアにするためにしてほしいことがあります。

その一つは、最後の学力調査結果ですが、高校生は中学生と違って、学力がある程度まとまった生徒たちの集まりであるはずなのに、同じ高校で、30点足らずという生徒がそこそこにいたり、相当のばらつきがあるということに私は少し、そうかねとも感じたんです。これは1年生と聞いたので、一体どういうことだろうと思います。そ

ここに何か事務方で御意見があればとも思います。

もう一つは、この学力調査は32校全校についてそれぞれ行われたのでしょうか。同じもの、同じような試験をやった高校があるのでしょうか。それから、それぞれの学校単位でやったのか、少しそこも教えてほしいし、できたら少し共通の問題を出してみても、どういう状況かが分かれば、それもありがたいとも思います。

それから、この取組の一つの目標に、教科の先生たちによって教える速度とか内容にばらつきがあるということについて、少し正していきたいという思いもあったと思うのですが、そういう点での成果は、こういう学力調査結果に表れているのか。ある先生のところの調査結果はえらく低くてばらつきがあるけれども、ある先生のところではそうでもないというような分析もなされているのか。せっかくしている学力スタンダード推進校の取組の効果あるいは問題点の分析を、もう少し分かるようにしてほしいと思うのですが、事務局側の見解を伺いたいと思います。

【指導部長】 3点御指摘いただきました。まず30点以下の下位層の問題ですが、これは当然このままでは単位を修得できない下位層ですので、この点に関して各学校はこれまで以上に追試とか補習などで面倒を見ていくということでございます。

ただ、これまではどちらかというと、この下位層を何とか引っ張っていくことに主眼が置かれておりました、真ん中辺の、目標には達していないけれども、それほど低くもないという辺りが抜け落ちていて、この中位層に更に目標値を超させるという取組が不十分でした。この辺の取組について、今回この32校で改めて体制を作って進めているという状況でございます。

2点目の、学校ごとにとのお話でしたが、例えば足立西高校では数学で習熟度別指導をしております。その習熟度の高いレベルの生徒には数学の応用問題、下位層の生徒には基礎問題と、習熟度別クラスの中でも分けておりますし、例えば深川高校には外国語コースがあり、外国語コースの生徒には、英語は発展で、それ以外の生徒には応用でというような形で、学校ごとに、あるいは教科によっては基礎と応用を組み合わせ実施したり工夫をしております。

最後の3点目に、授業の進度、教員のばらつきということについては、この32校は昨年度始めたところで、進度を統一するようになったとはいえ、それぞれの細かい分

析は各学校で今進めているところでございまして、今年度、全校で実施することになりますので、今御指摘のあったような細かい分析を加えて、次回また平成26年度の結果を御報告したいと思っております。

【竹花委員】 ありがとうございます。この取組はとても大事だと思っています。東京都教育委員会として今社会に出る目の生徒たちに、遠藤委員が今お話しになった学習についてのモチベーションを含めて、社会人として最低限のレベルの学力をもった生徒たちを、ある程度自信をもって卒業させていくという取組の有力な手法だと思っています。

懸念しているのは、ありきたりのやり方で、その効果の検証もなかなかできないとかいうことになってしまうことは少しもったいない取組だと感じていて、東京都教育委員自身もこの取組について各学校でどういう意欲をもってやっているのか、その課題は何かについて少し直接現場から意見を聞く機会を設けていただければと思います。

進学指導重点校からできるだけ良い大学に入ってもらおうように努力してもらおうということも大事ですが、ここの取組もすごく大事なものですから、そういう点で直接現場の声も聞ける機会を作っていただきたいと要望します。よろしく願いいたします。

【委員長】 よろしく申し上げます。

【乙武委員】 1点よろしいでしょうか。先ほど指導部長から指導内容、指導方法などの共有というお話がありました。これは、主に通常の授業における指導方法についての言及であったかと思うのですが、私はこの補習の部分の指導内容、指導方法の共有も是非図っていただきたいと思っております。

といいますのも、その補習を受けることになる生徒は、つまり一般的に多く行われているいわゆる一斉授業ではなかなか学力が定着していかないお子さんたちであるということで、逆に言えば、これまでとは異なるアプローチでの指導であれば、ぐんと実力を伸ばす可能性を秘めたお子さんたちということでもあると思うのですね。

やはり現段階で授業についていけない生徒さんの中には、多少発達障害であったり学習障害のような傾向があって、決して知的レベルが低いわけではないのに学力が定着していないという生徒も必ず一定層いると思いますので、こういうアプローチだったらぐんと伸びたよというような事例がこの補習の中でかなり出てくるのかと思

いますので、是非その辺りを共有して全体的な、それこそ先ほど竹花委員に御指摘してもらった下位層の問題を、こちらを共有することで図っていただければとお願いしたいと思います。

【指導部長】 補習の実施63パーセントと書いてございますが、中身は実は、スモールステップの補習を組み込んだり、間違った問題の分析を今度生徒にやらせて、それを発表させるような補習とか、いろいろ工夫している学校もございますので、それも明らかにして普及に努めていきたいと思っております。ありがとうございます。

【委員長】 よろしくお願ひします。

【山口委員】 1点質問があります。この学力スタンダードの、生徒たちにとってはいわゆる試験ですよね。この試験は生徒たちにとっては、例えば成績には反映されないわけですね。

【指導部長】 各学校の評定は、先ほど申し上げた中間、期末テスト、それから平常点に加えて、このスタンダードの定着状況も総合的に判断して評価をしております、含めております。

【山口委員】 ということは、生徒たちはこれも成績に反映していくと理解しているわけですね。

【指導部長】 その加味の仕方は各学校によって違いますが、この定着状況も当然評価の対象になるとしております。

【山口委員】 分かりました。それから、これは1年時だけで実施ですか、それとも毎年行うものですか。

【指導部長】 今年度は全ての学校で1年時、推進校で1年、2年時ということで、来年度は全ての学校で1年、2年、2学年共通して行うこととなります。

【山口委員】 1年時の場合は、まだ進路などが定まっていない状況なので、このスタンダードというところで、生徒たちもある種意欲をもって取り組むと思うのですが、だんだん受験が近付いてくると、もしかしたら自分が得意とする科目が絞られていって、更にそこに時間をかけて勉強していきがちなので、どうしても、スタンダードと言われても、だんだんそこに意欲が湧かないようになっていくのかなと思うのですが、その辺りが今後やっていく中で傾向に、点数の差などに表れたときに、必ずし

もそのスタンダードということではかれるのか、そういう生徒たちの興味・関心がどうしても専門的になって、得意・不得意が出てくるので、クラスも分かれていきますし、今後はそういうところも見ていく必要はあるのかなと思うのです。

【指導部長】 1・2年生はどちらかというとも履修科目が多くなっておりまして、3年生になると選択が増えるということで、この学力スタンダードそのものは1学年、2学年の実施を想定しておりまして、3年生になったらそれぞれの学校でそれぞれの科目のこういう学力スタンダードを作った問題を学校で作って、学校ごとにそれを実施していただくということを、今後、目指してまいりたいと思っております。

それから1・2年生の部分も、こうやって今スタートしておりますが、最終的には各学校が生徒の実態を一番分かっているわけで、その生徒たちにふさわしい、いわゆる定期考査とは異なる、学力が定着しているかどうかを見る問題を学校ごとに作るということを今後目指していきたいと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。いずれにしても成績下位層をどうするかは非常に大きな問題なので、少し長期的に調査をして多方面から分析する必要がありますね。御意見のほとんどはそういう方向でのものであったと思いますので、よろしく願いいたします。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告事項として承ったということにさせていただきます。

(3) 都立特別支援学校における宿泊防災訓練の試行実施について

【委員長】 報告事項(3) 都立特別支援学校における宿泊防災訓練の試行実施について、説明は同じく指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 都立高校においては、平成24年度から一泊二日の宿泊防災訓練を全ての学校で実施していますが、都立特別支援学校においては実施していません。

資料の矢印の中央上段にございますが、都立特別支援学校では現在、避難訓練等について年間11回の避難訓練、月1回の安全指導を実施しております。また、保護者を対象とした緊急連絡メールの配信訓練なども行っておりますし、救急救命講習の教員

研修も行っております。これは全ての都立特別支援学校で行っております。

今回この試行実施をする背景を左側にまとめていますが、平成23年3月11日の東日本大震災当日、都立特別支援学校の生徒は470名程度が学校にいて帰宅できないという状況がありましたし、現場実習などの校外学習先から帰宅できなくなったというケースもございました。また、学校の教職員は、異例の事態ですので、指揮命令系統が確認できず、一部混乱した実態がありました。

左下で、被災地の学校ではどうだったかということで福島県などの特別支援学校に確認したところ、電気、水道がストップし、道路、通信手段が不通になって大変混乱した状況の中で児童・生徒の安全確保をしなければならなかったという状況も聞き取っております。

特に特別支援学校の生徒で、配慮する点が左下に書いてありますが、例えば薬品の管理、あるいは劣悪な環境下での健康の維持、さらに流動食など食事の管理なども必要になってまいります。

こうした現状、背景があるとともに、中央の矢印の下にあるように保護者からも都立高校で実施している校内宿泊訓練を特別支援学校でも是非実施してほしいとの声があります。特に児童・生徒の防災意識を高めるだけでなく、教員の避難所としての運営体制や、支援をする教員の訓練も必要ではないかといった御意見が保護者から寄せられており、今回試行実施として、児童・生徒の防災意識を高めるとともに、教職員の支援体制のシミュレーションを目的に、高等部の生徒を対象に、ここに示した訓練内容を実施していきたいと考えております。

実施する予定校は2校、都立中央ろう学校高等部と都立足立特別支援学校の高等部職能開発科で、この両校は地域との連携した防災訓練などに先進的に取り組んでいる学校でございます。

実施の時期は、今後学校が定めていくこととしております。

今後はこの2校での実施結果、成果と課題などを踏まえて、2校以外の学校でもこういう訓練ができるかどうか検証して進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して何か御意見・御質

ございますか。

【遠藤委員】 この訓練は非常に大切だと思うのですが、少し質問ですが、今、特別支援学校の校舎自体が東京都の指定避難所になっているところはあるのでしょうか。

【指導部長】 特別支援学校56校のうち44校が区市町村のいわゆる福祉避難所に指定されております。

【遠藤委員】 一般的な指定避難所ではなくて、福祉避難所ということですね。質問をした趣旨は、実際に東日本大震災のときもそうですし、阪神大震災のときもそうですが、指定避難所になっている場合には一般の地域の方々も多数入ってきて、無秩序になりかねない。特別支援学校は、生徒自身が帰宅困難になった場合に、いわゆる生活の面で、薬の問題とか、大変な問題があり、先生たちが非常に大変な苦労をされると思うので、指定避難所になっている場合に、災害のときに特別支援学校の生徒たちをどう区分して守るのかも考えていかなければいけないのではないかと、一般の学校とは少し違うのではないかと思ったからです。

【委員長】 その辺はどうですか。

【指導部長】 そうした意味もあって、先ほど説明を省きましたが、これは学校だけではなくて近隣の消防署や町会、地域の方々も一緒に入っていて、実際に様々な方を受け入れなければいけないときのシミュレーションをまずこの2校で是非具体的にやってみたいと思っております。

【委員長】 御存知と思いますが、遠藤委員は阪神大震災のときに大変な経験をされておりますので、今の御指摘は非常に大切だと思います。よろしく願いいたします。

それでは、この件についても報告として承ったということにさせていただきたいと思えます。

(4) 公立小中学校事務共同実施の試行の結果について

【委員長】 報告事項(4) 公立小中学校事務共同実施の試行の結果について、説明は総務部長、よろしく願いします。

【総務部長】 昨年度、資料下段にある江東区と武蔵村山市で事務の共同実施の試行を行っています。その結果が来ておりますので御報告したいと思います。

まず、小・中学校事務の現状ですが、1校1名の都費の事務職員を配置しています。一方、小・中学校における様々な業務を取り巻く環境ですが、よく言われているとおり、副校長の多忙感の問題とか、所掌の曖昧な事項はどうしても副校長が引き受けざるを得なくて、副校長に業務が集中してしまうという問題がございます。

また、事務職員の観点から見ると、一人職場であることによってチェック体制が不十分であったり、人材の育成が難しかったりという様々な課題がありまして、これを解消するために今回の共同実施を試行したものでございます。

実際の体制については、2のイメージというところで、これは実際の江東区の事例ですが、6校で集中、共同実施をしています。

A中学校という1校を拠点校として、都費の事務職員はこちらの拠点校に集めます。そして、BからFまでの5校については、都費の非常勤職員を配置して、受付であるとか、日々の様々な業務はこの非常勤の職員が行います。また、この非常勤の職員が日常的に副校長をサポートするといった仕組みにいたしました。

現在この6校ですので、このA中学校に人の絵が6人分描いてございますが、将来的にはこの規模の利益を生かして合理化して、正規の職員の定数を削減し、非常勤職員の人件費を生み出していくというスキームになってございます。

右側は、実際にどういう成果があったかですが、まず副校長の業務について、この枠の下の【副校長から事務職員・支援員へ移管された事務例】にありますように、共同実施をする前には、副校長が実際にこのような業務を行ってしまっていて、これを事務職員あるいは非常勤職員の支援員が行うことによって副校長の事務負担が軽減されました。これは副校長から実際に移管された事務例ですので、数字的には表されておりませんが、間違いなく事務負担は軽減されたと言ってよいかと思えます。

試行実施校B校の副校長が、1週間どのような仕事をしたかを実際に調べてみたものが右の表で、学校経営・学校運営に関わる業務が20.3パーセント、人材育成・OJTに関わる業務が6.5パーセントとなっております。平成22年度に人事部で行った副校長の業務実態調査と比較すると、サンプルは非常に小さいのですが、学校経営や人

材育成といった本来の副校長の仕事にシフトしてきていると言ってもよいかと思っております。

また、チェック機能の向上については、事務職員に対して事務のミスが減りましたかという質問に対して「そう思う」と答えた職員が半数でした。一方、相互チェックのルールが確立されていないこともあって、まだそこまでいっていないのではないかなというような回答もございました。

区市町村立小・中学校の事務室は、実際に一人職場ということもあって、多くの課題がございます。過去10年間をしてみると、5件の会計の事故が発生しておりまして、こういうものを防ぐという観点からも共同実施は効果があるかと思っています。

一方、拠点校などにおいて実際にどのように事務処理を効率化していくかについては今後更に検討していくことが必要だと考えています。

また、思いのほか効果があったものが、下段のノウハウの共有で、やはり拠点校に集まって事務職員同士でいろいろ相談をすることによって、自分の従来の仕事のやり方を見直したり、分からないことを聞いたり、そういう相乗効果があったということで、これも今後に生かしていきたいと思っております。

今後ですが、武蔵村山市については平成27年度に全校で実施するという考えでございます。また、江東区についても今後拡大していくと思っております。

引き続きこうした1区1市への支援を行うとともに、他地区でもこれに興味を示しているところもあるので、広げていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、何か御意見・御質問ございますか。

【遠藤委員】 ありがとうございます。これは試行と書いてありますが、この成果が非常にあると認められれば、更にいろいろなところに拡大していくという御計画なのでしょうか。

【総務部長】 私どもとしてはそのようにしていきたいと思っております。これは実は小・中学校の事務の共同実施ということで、例えばどのような事務職員を集めるのかとか、どの学校とどの学校で共同実施をするのかなどを決めるのは全部区市

町村教育委員会なのです。都教育委員会が持っている権限は、事務職員一人のところを非常勤の事務職員二人に置きかえるという権限だけしかありませんので、私どもはこの効果を説明して、効果があるからお願いしますと言い続けていくしかないという状況でございます。

【遠藤委員】 非常に素晴らしいと思うことは、資料左側の（２）小中学校の課題の【副校長・主幹教諭】のところで、本来の仕事に力を注げないということで、私もよくボランティアで公立の中学校等学校現場へ行くのですが、先生方と話していると、正にここが一番大変だということです。

私どもが学校に行く際には、資料などは事前にコピーして持っていくのですが、時々忙しくて原本だけ渡して、「コピーして、生徒たちに配っておいてください」と言っても、そんな暇はないと断られることもあるんです。

その理由の一つとして、雑務が非常に多いということなのです。都の職員の配置という権限だけしかできないということですが、正に子供たちの問題というものは都民の子供なのであって、東京都の教育委員会だ、区市町村の教育委員会だなどと縦の垣根を作っている場合ではないのではないのでしょうか。都の教育委員会の試みとして、そういうところをしっかりと改善して、トータルとして物事を考えていかなければなりません。

資料左側の（２）の下ですが、これは民間の企業の実務の現場ではもう当たり前のことで、要するに事務の統一化の場合の原理原則はBPRとBPOというんです。BPRとはビジネスプロセス・リエンジニアリングであり、そのリエンジニアリングした結果を、今度ビジネスプロセス・アウトソーシングでBPOということ、正にこれはそれをやっているわけですね。

そういうことで合理化、効率化することによって何が出てくるかということ、本来先生たちが本業にしっかりと力を入れることができ、それがひいては児童・生徒の教育成果に表れてくるということだと思っておりますね。

本当かどうかは分からないのですが、最近、先生方の中には主幹教諭など、要するに管理職になりたくないという先生が増えている。その原因は、事務に追われて本来の仕事ができない、児童・生徒の教育に力を注げないというようなことを言われてい

る。

そうだとすると、教育現場での教科書の問題など本来教育委員会がやるべきことをしっかり正面から取り組まなければいけないことと同時に、こういうバックヤードの体制整備も非常に重要ではないかと思っておりますので、是非この試行の結果を生かして全体に広げていただけるとよいと思った次第です。

【総務部長】 来月、区の教育長会と市の教育長会がございまして、私はそれぞれに赴いて、これと同じ内容を報告して拡大のPRをしたいと思っております。

【委員長】 是非よろしく願いいたします。以前から申し上げておりますように、日本の学校の最大の問題は、事務的業務を先生方がやっているということです。外国と比べて事務職員の配置数が少ないということがありますが、いずれにしても、その中で合理化していくことは非常に大事だと思っておりますので、是非この結果を基に啓蒙活動をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

よろしゅうございませうか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件についても報告事項として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月10日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 今後の日程を、教育政策課長、よろしく願いいたします。

【教育政策課長】 次回定例会は7月10日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室で行う予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございませうか。

それでは引き続き非公開の審議に入ります。

(午前11時04分)